様式第３号（第５条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　藤崎町長

自動車運転免許取得費助成金交付決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで交付申請のあった自動車運転免許取得費助成金については、下記のとおり交付することに決定したので、藤崎町障害者自動車運転免許取得費助成金交付要綱第５条の規定により通知します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象者氏名 | |  | |
| 対象者住所 | |  | |
| 交付決定内容 | (A) 運転免許取得費 | | 円 |
| (B) 基準額（ (A) ×2／3 ） | | 円 |
| (C) 限度額 | | 円 |
| (D) 交付決定額  ( (B) 又は (C) のいずれか少ない額) | | 円 |

(教示)

　１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、藤崎町長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、藤崎町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決裁があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。